令和６年４月

福岡県バリアフリー交通推進事業補助金の概要

１　目的

この補助金は、予算の範囲内において、タクシー事業者におけるユニバーサルデザインタクシー車両及び福祉タクシー車両（以下「UDタクシー車両等」という。）の導入を促進し、もって国内外からの旅行者を含め福岡県でタクシーを利用する全ての人が安心して円滑に移動できる環境を整備することを目的とする。

２　補助対象事業

（１）タクシー事業者

（２）リース事業者（タクシー事業者に当該事業の用に供する車両を貸与する者）

３　補助対象事業者の条件

（１）県税の滞納がないこと。

（２）タクシー事業者にあっては、以下に定める研修を受講した又は資格を有する運転手を配置すること。

（３）リース事業者にあっては、貸与先のタクシー事業者が以下に定める研修を受講した又は資格を有する運転手を配置していることを確認すること。

【研修及び資格】

※ＵＤタクシー車両の場合は①又は②、福祉タクシー車両の場合は③④⑤のいずれか

①ユニバーサルドライバー研修推進実行委員会（一般社団法人全国福祉輸送サービス協会及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会）が推進する「ユニバーサルドライバー研修」

②その他知事が認めた研修等

|  |
| --- |
| 【ユニバーサルドライバー研修と同程度かつ国土交通省の通知（平成30年11月8日付 国自旅第185号の2）の内容に合致するもので、県タクシー協会又は地区タクシー協会、タクシー事業者が実施する研修】※UD研修受講済の者が講師を務める |

③一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等が実施する「ケア輸送サービス従事者研修」

④一般財団法人全国福祉輸送サービス協会が実施する「福祉タクシー乗務員研修」

⑤介護福祉士、訪問介護員又はサービス介助士

【研修受講者又は有資格者の必要数】

福岡県から補助金の交付を受けて既に導入した車両及び導入しようとする車両１台につき2人と、事業者の全運転手数のいずれか少ない方

４　補助対象車両

福岡県タクシー関係バリアフリー交通推進協議会において認められた車両であって、以下の要件を全て満たす車両

① 福岡県内に事業拠点が存するタクシー事業者が使用する車両

② 福岡県内に使用の本拠を置く車両

③ 過去に本補助金の交付を受けていない車両

④ 国補助金の交付を受けていない車両

⑤ 補助を受けた年度の末日までに新規登録する車両

※事業用としての登録を受けた車両に限る

※登録抹消した自動車の再登録を除く

５　補助対象経費

車両本体価格（消費税抜）

６　補助金額

車両１台当たり補助対象経費に補助率３分の１を乗じて得た額

【補助上限】６００千円／台

※ただし、認定レベル準１は４００千円／台

７　予算額

９８，４００千円（６００千円×１６４台）